鳥取大学工学部転学部取扱規程

- 第1条 鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則第55号)第41条の規定に基づき,鳥取大学工学部(以下「本学部」という。)における転学部の取扱いは、この規程の定めるところによる。
- 第2条 転学部の志願受付は、年1回とする。
- 2 転学部を志願する本学部学生は、各年度の11月20日(20日が休日に 当たるときは、その翌日)までに転学部願(別紙様式)を学部長に願い出る ものとする。
- 3 学部長は、前項の願い出に基づき、関係学部長に協議するものとする。
- 4 本学部に転学部を志願する他学部の学生は、所属学部の学部長を通じ、各年度の12月20日(20日が休日に当たるときは、その翌日)までに学部長に願い出るものとする。
- 第3条 転学部受入れの条件は、次に掲げるいずれの要件も満たし、かつ、本学部が行う試験に合格した場合とする。
 - 一 志願する学科に収容力があること。
 - 二 志願学生の入学試験の成績が、原則として転入希望学科の入学生の最低 得点(志願学生の大学入試センター試験の素点を元に、転入希望学科の傾 斜配点により換算した点数の比較による。)以上であること。
- 第4条 学部長は,前条各号に掲げる要件を満たし,かつ,本学部が行う試験 に合格したとき,教授会の議を経て学長に受入れの許可申請をするものとす る。

附則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

別紙様式

転 学 部 願

平成 年 月 日

工 学 部 長 殿

入学年度学科学生番号氏名

- 1. 希望学部·学科名
- 2. 転学部を希望する理由 (詳細に)

学 科 長 印

学級教員 印